

## 令和5年度第2回広島市多文化共生市民会議 会議要旨

1 開催日時 令和6年(2024年)2月5日(月) 17時00分～18時30分

2 開催場所 ひろしま国際センター交流ホール

### 3 出席者

#### (1) 委員(敬称略・五十音順)

王 偉彬、呉 榮順、神原 久美子、金 孝子、上口 雅彦、新川 エミリア、  
チャン ティー カム トウ、韓 政美、文 晶愛  
(欠席者: 鳥日娜、原 マリア ソコロ オロラ、バリン ステファン、  
レ グエン トラ ミ、レー ミン アイン)

#### (2) 事務局

国際化推進課 国際化推進担当部長(事)多文化共生担当課長、他2名

4 公開・非公開の別 公開

5 傍聴者 1名

### 6 会議次第

#### (1) 開会

#### (2) 議事

ア 委員の再任について

イ 多文化共生施策の取組状況について など

#### (3) 閉会

### 7 発言等要旨

#### (1) 議事

ア 委員の再任について

委員の再任の同意が得られた委員に対し、事務局から依頼文等を配付、改めて再任を依頼した。また、委員の事情により再任できなかった公募委員1名の募集について事務局から説明した。

イ 多文化共生施策の取組状況について など

災害に備えた取組として、災害多言語支援センター設置運営訓練を実施したことを事務局から報告した。また、広島市多文化共生関係課長会議で出た意見を事務局から紹介し、転出・帰国するときに必要な手続を「外国人市民向けの生活ガイドブック」に掲載したいと考えていることを事務局から説明し、掲載したらよい項目について意見交換した。

(座長)

ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問があればお願いしたい。

#### 【災害に備えた取組について】

(委員)

安佐南区での豪雨災害では、1か月被災者支援に関わった。当時困ったことは、被災した同胞の避難先が特定できなかったことだ。避難先の情報を得ることができないため、時

間が経つばかりでうまく支援ができないもどかしさがあった。また、被災者の日本名が母国での本名と一致しないため、安否確認が遅れ、すぐに死亡届が出せなかったり、日本国外に住む家族が居場所を特定することに時間がかかった。外国人市民等に対する言葉の支援も必要だが、避難所に避難した人の国籍を関係団体が把握できる仕組みも必要である。

(事務局)

避難所に避難した人の国籍を把握したい具体的な場面は、災害が長期にわたり、安佐南での被害のように住宅等に被害が発生した場面か。当面の雨露をしのぐための避難ではないということか。

(委員)

そうだ。当時、発災翌日に現場に向かったが、土砂崩れで同胞の家がなくなっていた。家がないため、訪ねる場所もなく同胞の安否や居場所が分からなかった。結局1人亡くなっており、もう1人は苗字が日本名になっていたため、安否を確認することに時間がかかった。

(事務局)

委員が所属している団体では、団体に所属している人の住所は把握しているのか。

(委員)

把握している。また、団体では、年に2回防災訓練を行うようにしている。しかし、日本で被災した経験がない外国人市民等に災害の話をして興味がない場合が多い。

(委員)

今回の災害多言語支援センター設置運営訓練は、外国人市民等は参加しているのか。職員のみ参加か。

(事務局)

職員を対象にした訓練である。この訓練の他に、外国人市民等を対象とした防災研修を年に2回行っている。

(委員)

災害が起きたら、外国人市民等から不安を取り除く必要がある。被災した外国人市民等にとって、同じ出身国の方が支援してくれるとすごく心強い。また、母語で情報を共有できるととてもありがたいと感じる。

阪神・淡路大震災の時、外国人市民等に必要な情報や支援物資が届かないことがあった。今は改善されていると思うが、人は災害時、恐怖を感じ、混乱している時ほど他者を排除してしまいがちだ。だから、普段から日本人市民と外国人市民等が交流し、お互いに信頼しておくことが大切だ。日頃からお互いに仲良くしていれば、災害時も情報を共有し、助け合えると思う。日本人市民と外国人市民等との交流の場がないと、災害時はどうしても自分優先、同じ民族を優先してしまうと思う。また、日本人の若者は外国人市民等に対し、あまり抵抗は見られないが、日本人の高齢者ほど、外国人市民等との共生に抵抗があるように思われる。多文化共生を推進している今こそ、積極的に日本人市民と外国人市民等と共同で防災に取り組んでほしい。なお、阪神淡路大震災の時は、避難所として外国人学校も指定されていたが、日本人の中で知られていなかったため、学校の近所に住む日本人の避難が遅れることがあったと聞いている。

(事務局)

訓練には外国籍の本市職員も参加しており、訓練後にその職員から話を聞くと、外国人

市民等の中で防災の知識がある人がいれば、同じ言語を使う者が相互に災害についての情報を教え合うことができるのではないかと意見があった。委員と同じ意見だと思う。

(座長)

広島市の取組の中に、外国人の防災リーダーを育成する取組があったように思われるが現在はどうなっているのか。

(事務局)

昔実施していたが、「リーダー」という役割に責任や負担を感じてしまう外国人市民等が多く、参加者が集まらなかったため、現在は実施していない。

(委員)

日常的に、外国人市民等と日本人市民がコミュニケーションをとることが大切だと思う。戦前から市内に住む高齢の外国人市民等の中には、昔日本人市民から差別を受けた人もいる。そうした人が、多くの日本人市民が避難している避難所に避難することは、過去に差別を受けた経験から気遅れしてしまうと思う。普段から日本人市民と外国人市民等が接していないと、非常時にうまくコミュニケーションをとることは難しい。例えば、町内会会長が外国籍の人であって、このことが地域で知られていれば、同じ国籍で困っている避難者につながることもできると思う。日常的なコミュニケーションがお互いにとれていないと、市が積極的に日本人市民と外国人市民等と合同で訓練を行ってもうまくいかないと思う。日常的なコミュニケーションを日本人市民と外国人市民等が相互にとれる場を市が考えることも必要だと思う。

(座長)

コミュニケーションの場を作っていけたらいいと思う。学校は外国籍の保護者や児童と接触する場があると思うが、どのように接しているか。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の流行が収まるまで、小学校においてPTAの活動ができなかった。このため、学校全体で外国籍の保護者と日本国籍の保護者が交流する機会を作ることが難しかった。本校は、外国籍の児童が普段から教室にすることが普通のことだ。「多文化共生」を掲げなくても、共生が普通である。外国籍の児童やその保護者と接することが初めての教師は、最初はどうかうろたえながら接するが、数か月後には慣れてきて、外国籍の児童がいることは「そういうものだ」と思うようになる。日本人の児童も学校で外国籍の児童との交流が多いため、多国籍であることが普通と感じている。普段の日本人市民と外国人市民等との交流は本当に大事だと思う。

日本語の理解が難しい児童に対しては、やさしい日本語で簡単に内容を伝えたり、イラストなどの視覚支援を通じて学習支援を行っている。例えば、朝会ではイラストを入れた30枚のパワーポイントを見せながら、話すようにしている。話す内容の全ては伝わっていないかもしれないが、言葉だけで伝えるよりは効果的だと考えている。図やピクトグラムは日本語の理解が難しい外国人市民等に有効であると感じているため、避難訓練や避難所でも積極的に利用したらよいと思う。これまで大きな災害があった都市から、災害時に外国人市民等が求めた情報を集約し、ニーズに合ったピクトグラムなどの視覚支援が避難所で支援できるように準備をしてほしい。

また、本校では中国語ができる非常勤講師が勤務しているため、保護者に出す通知文は、中国語に翻訳できるが、ネパール語の対応が全くできていないため困っている。広島平和文化センターでも対応できる職員はいないと聞いている。ネパール語でも支援ができる広島市になってほしいと願っている。

(座長)

新型コロナウイルス感染症のため、PTA等の活動ができなかった話があったが、外国にルーツのある児童とその保護者が日本人の家族と自然に交流してつながっていくことはあるのか。

(委員)

どうしても同じ出身国同士で集まりがちである。保護者懇談会も学年によって出席率にばらつきがあるため、なかなか交流の場がない。本校では、保護者と教師と児童の共同で行事を行っている。地域や行政を巻き込み、児童と保護者一緒になって基町アパート周辺でスタンプラリーをして、地域の住民と触れ合う取組を行ったこともある。こうした行事を通して交流を行わないと日本人保護者と外国籍保護者と相互に交流する機会はあまりない。

(事務局)

ネパール人が増えているが、ネパール語の支援ができず、日本語が全く理解できない児童は、どのように学習しているのか。

(委員)

翻訳機を使うこともあるが、本校では、日本語指導教室を設け、彼らの日本語学習を支援している。来日したばかりで日本語に接していない児童は、最初は他のネパール国籍の児童に通訳をしてもらっている。ジェスチャーをしながらコミュニケーションをとる工夫もしている。

なお、家庭における母語での会話の大切さも伝えるようにしている。思春期に、お互いうまく意思疎通ができない場合があるため、家庭における母語教育は大切だと考えている。

(座長)

数年前にブラジル人が災害で亡くなられたが、ブラジル出身者にとって日本の災害はどう思われているか。

(委員)

以前災害時に心臓発作のため、亡くなったブラジル人がいた。この時は道路状態が悪く、救急車の到着が遅れた。西日本豪雨災害の時、海田町に住む外国人市民等は、海田町役場の近くにある避難所しか知らなかったため、苦勞したと聞いている。また、市と町との境界に住む外国人市民等は、どちらの市町に避難すべきなのか分かりにくい。また、避難所とされている場所が必ずしも安全でない場合がある。避難しようとしていた小学校近くの川が氾濫し、避難することを躊躇していると、近所の日本人から避難所は氾濫した川が近くにあり、危険であるため自宅の2階に避難するよう勧められた。このように、川が氾濫しているなど周辺の地域でないと分からない情報を受けて、どう避難すればよいのか日本人に聞かないと自分で判断することは難しい。

(座長)

ベトナム人は広島市にたくさんいるが、ベトナム人にとって日本の災害はどう思われるか。

(委員)

日本で被災したことがないが、最近災害のニュースをよく見るため備えが必要だと思う。災害時、食料の準備や避難所について気になる。すぐに避難しないと危険な時に貴重品を置いて、避難ができそうにない。日本人は災害について学校で学習する機会があったと思

うが、私はそうでなかったため、日本人市民と外国人市民等とで防災に係る知識量に差があると感じている。このため、日本の災害について勉強できる機会があればいいと思う。例えば、前回の会議で外国人市民等と日本人市民との交流はイベントを通じて行うことが効果的だという話があったが、イベントの場で防災について外国人市民等に向けた案内があればよいと思う。話は変わるが、リーフレット「避難所へGO」という表記が、日本語と英語が混ざっているため分かりにくい。

**【転出・帰国するときに必要な手続】**

(座長)

広島市内での生活について、情報はガイドブック等で提供されているが、市外に転出する前にすべきことについて情報を提供する機会はあまりないと思う。ガイドブックに掲載してほしい情報があれば教えてほしい。

(委員)

年金加入についての知識が少ない外国人市民等が多いと思う。年金制度を理解する場を作ることができたらよいと思う。また、納税管理人という言葉は初めて聞いたが、サラリーマンには必要だろうか。職業によっては、必要でない人がいるのではないか。具体的にどのような職業の人が必要になるのだろうか。

(事務局)

会社勤めであれば、会社が対応してくれていると思うが、会社が納税管理人について知らないこともあると思う。その場合、対象者が転出してしまうと市民税等の額が誤っていることを本人にお知らせする方法がない。

(委員)

サラリーマンの場合、給料から市民税等が天引きされていると思うが、その場合も納税管理人は必要なのだろうか。

(事務局)

所得税は天引きされるため、徴収が可能であるが、例えば県の住民税は外国人市民等の帰国するタイミングによっては徴収できない場合もある。

(委員)

市民税等が給料から天引きされている場合もあるが、その場合でも納税管理人が必要になるのか。

(事務局)

税金の担当でないため、上手く説明できていないかもしれないが、基本的には納税管理人を決めることが必要になると思う。

(座長)

例えば、退職した後に県民税の請求があるように、時間が経っての請求がある場合もある。

(委員)

税務署で対策を講じるべきだと思う。市民税等の払い方を外国人市民等に知らせる必要がある。納税しない外国人市民等は、悪気はなく、納税しないといけないという意識がないまま帰国してしまっているのだと思う。

(委員)

外国人市民等は市民税等を払わないという誤ったレッテルを貼られてしまいそうで怖い。ほとんどの外国人市民等は悪意がなく、市民税等の制度を知らないため納税しないまま転出しているのだと思う。

(委員)

市民税等の未納に係る件数はどのような状況かご存知か。

(事務局)

税金の担当が相談するぐらいなので、件数は増加しているのだと思われる。当課でできる対応策とすれば、外国人市民のための生活ガイドブックの内容を充実させることだと思うので、今回項目を追加したいと考えている。

(委員)

日本国内の住民票の異動の場合はどうなるのか。

(事務局)

おそらく国内の異動であれば、納付の依頼は可能だと思う。

(委員)

依頼が可能であっても、会社勤めであれば既に全額納付しているという意識があると思うので、納税の通知が来ても無視してしまう外国人市民等はいると思う。市民税等を徴収する側が工夫をする必要がある。転居する前に、事前に広島市から転出後の納税について案内すべきだと思う。

(委員)

外国人市民等が転入した時というよりは、日本に入国した時に説明してほしい。

(委員)

新型コロナウイルス感染症が流行した時に帰国し、日本に再入国できない間にみなし再入国許可の有効期間が過ぎてしまうことがあった。これにより、永住資格や特別永住資格が取り消されてしまう人がいた。みなし再入国制度の案内に対する注意喚起を国に積極的にしてほしい。

(事務局)

機会がある時に入管に伝える。

(委員)

日本国内で韓国人が死亡した場合、死亡したことが分かる証明書を持って祖国に帰り、急ぎで行わないといけない手続があるが、区役所の職員が誤って法務局を案内することがよくある。職員の中で業務の引継ぎがうまくいっていないこともあると思うが、正しく案内してもらいたい。

(事務局)

死亡届を受理しないということか。

(委員)

受理はしてもらえるが、受理されたことを証明する書類がもらえない場合がある。

(委員)

災害通訳等ボランティア制度を学生に案内しようと思う。報酬について書かれていないが、交通費はどうか。

(事務局)

基本的には、交通費を支給する作業をボランティアに依頼することは考えていない。例えば、平成30年豪雨の際は、災害通訳等ボランティアにメールで原稿を送り、翻訳を依頼した。現在、交通費の支給額についてはっきり決めてはいないが、仮に避難所等にボランティアを派遣する場合は、支給について検討したい。なお、特に希少言語の登録や中国語やベトナム語の翻訳ができる方がいればありがたい。

(座長)

終了時刻が迫っているため、また何かあれば事務局に連絡してほしい。最後に事務局から連絡をお願いする。

(事務局)

本日欠席の鳥日娜委員は、今期で10年の任期が満了するため、次回から後任として巴特尔氏が就任する。よろしくをお願いしたい。

(座長)

本日の会議は以上で終了する。